

～武蔵村山市立学校の御案内～

みんなで創る『誰一人取り残さない学校』

武蔵村山市立第一小学校

042(561)1751

地域と共に人と人の絆を強くする丘の上小学校
～やっちゃん第三～

武蔵村山市立第三小学校

042(561)1753

人と人がつながりみんなで創り上げる学校

武蔵村山市立第九小学校

042(564)1359

人を大切に作る学校

武蔵村山市立雷塚小学校

042(561)1775

コミュニティが創る施設隣接型一貫校
武蔵村山市立小中一貫校大南学園

第七小学校 042(564)1286

第四中学校 042(564)4341

NIE・ICTのアドバンス・スクール

武蔵村山市立第三中学校

042(564)3001

完全午前5時間制・スマイル&チャレンジ

武蔵村山市立第二小学校

042(560)1752

徳育科のバイオニア
新教科「徳育科」の研究・実践校(文部科学省教育課程特例校)

武蔵村山市立第八小学校

042(560)7151

子供と大人がいつも寄り添い、共に学び、一人一人が成長を実感できる学校

武蔵村山市立第十小学校

042(560)1710

人間力の育成を図る施設一体型小中一貫校

武蔵村山市立小中一貫校

村山学園(第四小学校・第二中学校)

042(561)1762

自己を生かし、他者を生かす生徒を育てる学校

武蔵村山市立第一中学校

042(560)1761

生徒の手で行事を創り上げる学校

武蔵村山市立第五中学校

042(560)3155

武蔵村山市立小学校・中学校

児童・生徒 住所変更の手引き

～御相談は、お早めに～



手続きが必要です

住所が変わると、子供たちが在籍すべき学校が変わる場合があります、公的な手続きが必要になります。

手続きには、現在居住している市区町村及び転出先市区町村(市内転居の場合は、本市のみ)で行うものと、現在在籍している学校及び転出先の学校で行うものがあります。

どちらも確実に行っていただく必要がありますので、本手引きを参考に手続きをお願いいたします。

学校が変わるといふことは？

義務教育を受ける年齢の子供たちは、必ずどこかの学校に在籍していなければなりません。これを学籍といいます。例えば、4月30日までA校に通っていた子供は、住所変更で学区域が変わった場合、5月1日にはB校の在籍になります。休日等の関係で、実際に登校した日とは異なる場合もありますので、御注意ください。

特に年度末(3月)から年度始め(4月)にかけては、一人の子供の学校・学級への在籍有無で新年度の学級数や教員の人数が変わることがあり、学校や教育委員会は、できるだけ早く確実な情報を把握しなければなりません。

そこで、保護者の皆様には、この手引きを参考に、住所変更に関わる必要な手続きを確実にしてお取りいただき、学校へ御連絡くださいますようお願いいたします。



武蔵村山市教育委員会

手続きの手順

転出（武蔵村山市⇒市外）

- 1 学校・学級担任へ以下の項目についてお知らせください。
 - (1) 転出する予定の時期・日にち
 - (2) 住民票異動の届出時期・日にち
 - (3) 転出先の住所
 - (4) 転出後、通学を希望する学校（翌年度、就学予定のお子様も同様です。）※ 学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」が発行されます。
- 2 武蔵村山市役所で手続きしてください。
 - (1) 市役所本庁舎 1階の市民課又は緑が丘出張所で転出（住民票異動）の手続きをしてください。
 - (2) 手続きを終えたら、転出日を転出前在籍校にお知らせください。
 - (3) 転出後も引き続き市内の同じ学校に通うことを希望される場合は、武蔵村山市役所教育総務課学事係まで事前に御相談ください。
- 3 転出先市区町村及び学校で手続きをしてください。
新しい学校が決定したら、学校名を転出前在籍校にお知らせください。
- 4 新しい学校に持っていくもの
「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を新しい学校に提出してください。



学級編制基準

（東京都基準）

小学校	第1～5学年	1学級35人
	第6学年	1学級40人
中学校	第1学年	1学級35人
	第2・3学年	1学級40人

【参考】 令和5年5月1日現在
市内小学校1学級平均 29.06人
中学校1学級平均 33.95人

転入（市外⇒武蔵村山市）

- 1 武蔵村山市教育委員会へ以下の項目についてお知らせください。
 - (1) 転入する予定の時期・日にち
 - (2) 転入する児童・生徒の氏名・生年月日・学年
 - (3) 現在在籍している学校名
 - (4) 現在の住所と転入先の市内住所※ 翌年度に就学予定のお子様も同様です。
- 2 武蔵村山市役所で次の手続きをしてください。
 - (1) 市役所本庁舎 1階の市民課又は緑が丘出張所で転入（住民票異動）の手続きをしてください。
 - (2) 「児童生徒学校指定通知書」が発行されますので、記載されている指定校を確認してください。
- 3 指定校以外を希望する場合
 - (1) 小学生は、指定校以外に小中一貫校村山学園及び大南学園への転入学ができます。
 - (2) 中学生は、学校選択制度を利用して指定校以外の希望する学校に転入学できます。
 - (3) 転入後も引き続き旧在籍校に通うことを希望される場合は、武蔵村山市役所教育総務課学事係まで事前に御連絡いただくとともに、転入前住所地の教育委員会で手続きをしてください。
- 4 新しい学校に持っていくもの
「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を旧在籍校で受け取り、新しい学校に提出してください。



中学校及び小中一貫校の場合は、
指定の標準服を準備する時間も
必要となります。

転居（武蔵村山市内）

- 1 学校・学級担任へ以下の項目についてお知らせください。
 - (1) 転居する予定の時期・日にち
 - (2) 住民票異動の届出時期・日にち
 - (3) 転居先の住所
 - (4) 転居後、通学を希望する学校（翌年度、就学予定のお子様も同様です。）※ 学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」が発行されます。
- 2 市役所で手続きをしてください。
 - (1) 市役所本庁舎 1階の市民課又は緑が丘出張所で転居（住民票異動）の手続きをしてください。
 - (2) 「児童生徒学校指定通知書」が発行されますので、記載されている指定校を確認し、担任までお知らせください。
 - (3) 手続きを終えたら、転居日を担任にお知らせください。
- 3 指定校以外を希望する場合
転居後も引き続き同じ学校に通うことを希望される場合又は指定校以外の中学校を希望する場合は、武蔵村山市役所教育総務課学事係まで事前に御相談ください。
- 4 新しい学校に持っていくもの
「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を新しい学校に提出してください。

（問合せ先）

武蔵村山市教育委員会教育部
教育総務課 学事係
TEL 042(565)1111
内線 422・426